

令和6年度 松山市立城西中学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日策定

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。
したがって、本校では、全ての生徒がいじめを絶対にせず、かつ、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを傍観者として放置することがないように、いじめ防止等のための対策を行う。教職員一人一人が、「いじめは絶対に許さない」という強い信念のもと、「いじめはどの生徒にも、どの学級でも、起こり得る」という危機感をもって、いじめの根絶に尽力していくことが重要である。そこで、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを放置したり、傍観したりすることがないように配慮した指導をする。また、学校、地域住民、家庭その他の関係機関等との連携のもと、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

《家庭・地域等》

《校内》

校長、教頭、
主幹教諭、学年主任
生徒指導主事
学年生活指導係
養護教諭

P T A会長
P T A副会長
主任児童委員
公民館長
青少年育成支援委員
警察協助力

《外部専門家等》

松山東警察署員
愛媛県福祉総合支援センター職員
スクールカウンセラー
弁護士

【関係機関】

松山市教育委員会
教育支援センター
松山市子ども総合相談センター
医療機関
法務局(人権擁護課)

【いじめ防止】

- ① いじめ問題の重大性や危険性を全ての教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が共通理解・協力した指導体制を確立する。
- ② 生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けられるように、均質化のみに走らず、「全ての生徒にとって安全で安心な学校・学級づくり」を目指す。
- ③ 道徳性や道徳的実践力を培う道徳教育を充実させる。
- ④ 道徳や学級活動、特別活動等の年間指導計画に、いじめ問題に対する認識を深めるための視点を入れる。
- ⑤ 学校生活の基盤となる学級経営を充実させ、多様性を認め合ったり心のつながりを実感し合ったりできる活動や指導を取り入れることで、「自己指導能力」を身に付け、何が正しく何が間違っているかを自分の頭で考えることができる生徒の育成を図る。
- ⑥ 毎月の「まつやまいじめ0の日」に、各学級でいじめをなくす合言葉を黙読し、いじめに対する意識を高めるとともに、学校として、いじめに主体的に向き合う機会を設け、いじめをしない、させない、許さないという固い意志をもち、いじめの早期発見、早期解決ができる力を身に付けた強い生徒集団の育成を図る。また、いじめ0ミッションを行い、様々な活動を通して、互いに認め合う雰囲気をつくる。
- ⑦ 「松山市いじめ対応アクションプラン」を活用した校内研修を実施し、教職員の資質向上と共通理解を図る。
- ⑧ いじめ防止対策委員会を設置し、事案や場面に応じてこれらの委員会を有効に活用するとともに、いじめ防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑨ 学校のホームページに『いじめ防止基本方針』を掲載し、P T A総会や青少年健全育成推進委員会、学校評議員会等において、いじめ問題に対する学校の基本方針について保護者や地域の理解を得るように努める。

【いじめ防止対策年間計画】

○=校内 ●=関係者会議

一学期
二学期
三学期

いじめ防止委員会

人権教育の充実

道徳的実践力の育成

月1回のいじめ調査

いじめ0の日の活動

- 年度当初の職員会での共通理解、協力関係確認
 - P T A合同役員会等での基本方針確認 ● 健全育成委員会
 - 全校一斉教育相談 ● 学校評議員会
-
- 夏季休業中の校内教職員研修 ○ 非行防止教室
 - 人権・同和教育参観日と講演会
 - 生徒会による人権集会
-
- 全校一斉教育相談 ○ 年間指導計画の検証・改善
 - 年度末の振り返りと来年度への課題と対策
 - 健全育成委員会 ● 学校評議員会

【早期発見】

- ① 生徒の些細な変化に気付けるように教職員のアンテナを敏感に張り、変化に気付いたり違和感を感じたりした場合には、その情報を共有するような体制を構築する。
- ② 毎月1回の定期的ないじめ調査（学校生活を明るくする調査）に加え、必要に応じて臨時調査や持ち帰り調査も実施し、迅速かつ正確な実態把握に努める。
- ③ 毎月の「まつやまいじめ0の日」に、いじめに対する意識を高め、いじめに主体的に向き合う機会を設けるとともに、各学級で教育相談の時間を設定し、学級担任が悩み相談や進路相談を実施したり、スクールカウンセラーや養護教諭などと別室で相談したりできる機会を工夫して設定する。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」による情報の受付を行う。学校からの返信はしないが、受け付けた情報について迅速に調査を行う。
- ⑤ 生徒や保護者が相談しやすいよう、学校以外の相談機関についても、機会を捉えて周知する。

【いじめに対する措置（対応）】

- ① いじめへの初期対応
 - いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で直ちにその行為をやめさせると同時に、当該生徒から事情を聞き指導を行う。
 - 生徒や保護者等からいじめの相談や訴えがあった場合には、複数名で対応して丁寧かつ真摯に耳を傾け、聞き取りシートを活用することで正確な事実確認を行う。さらに、事実を知らせた者の安全や安心を確保することに細心の注意を払う。
- ② 組織的対応
 - 教職員個人が問題を抱え込むことがないように、学年主任等を通じて「校内いじめ防止対策委員会」（縮小）に報告し、学校全体として組織的に対応する。事案によって臨機応変に適切な指導体制を組み、迅速かつ確実な対応に努める。
- ③ いじめられた生徒及び保護者への支援
 - いじめられた生徒や周辺生徒から事実関係を確認する。その後、心のケアや再発させないための対応を行う。
 - 速やかに保護者に連絡し、事実関係を伝えるとともに今後の対応・支援等について協議する。
- ④ いじめた生徒への指導及び保護者への助言
 - いじめた生徒や周辺生徒から事実関係を確認する。その後、いじめの事実関係や被害者及び加害者の状況を考慮しながら、「校内いじめ防止対策委員会」で対応を協議する。
 - 関係教師で生徒への指導を行い、謝罪や再発防止について指導するとともに、速やかに保護者にも連絡し、今後の対応について協議ならびに指導助言を行う。
- ⑤ 実態調査の実施
 - 毎月末の定期的調査に加えて、いじめ事案が発生した際には臨時的に該当学年等に調査を行うこともある。
 - さらに、アンケート調査のみならず、教育相談を通じて実態を把握することもある。
- ⑥ 学級活動や道徳の時間による指導
 - いじめ問題は加害者と被害者だけの問題ではなく、周辺の「観衆」や「傍観者」の存在も大きな問題であることを自覚させ、いじめを止める、いじめを起こさせないといった正義感に関する指導を適切に行う。
 - 年間指導計画の中に位置づけ、計画的・系統的に実施することとする。
- ⑦ ネットいじめへの対応
 - 最近、インターネットやSNSによるトラブルやいじめが大きな問題となることが多くなってきている。スマートフォン等でのインターネット活用時のルールやモラル、マナーなどについての指導を丁寧に行い、事案については警察などの関係諸機関と連携して対応する。
 - 教職員研修、生徒への指導の機会、保護者への啓発について、これらを有効に活用しながら意識を高めていくことが求められている。
- ⑧ 警察等との連携
 - いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。
 - さらに、生徒の生命や身体、財産に重大な損害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄警察署に連絡し、連携しながら迅速適切に対処する。
- ⑨ 重大事態への対処
 - 学校がいじめの重大事態であると判断した場合、上記の①～⑧の対応を行うとともに、松山市教育委員会に報告する。校長を責任者とした調査委員会を設置し、事実関係を正確かつ速やかに調査する。
 - 調査結果については、関係生徒や保護者に情報開示するとともに、松山市教育委員会や所轄警察署等をはじめとする関係諸機関にも必要に応じて情報提供し支援を得る。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	地域に求めること
<ul style="list-style-type: none">○ 子どもの言動や持ち物、服装等の小さな変化に敏感になるとともに、何かあればすぐに学校や関係機関に相談しましょう。○ 信念を持って正しい倫理観や正義感を育てましょう。○ いじめは絶対に許されない行為だという認識に立ち、我が子が「いじめる側」にならないよう話しましょう。○ けがや金品などの被害、SNSによるトラブルにあったら、警察などの諸機関に相談しましょう。	<ul style="list-style-type: none">○ 子どもたちは「地域の宝」です。地域の子どもの温かく見守り、積極的に子どもたちに声を掛け、子どもたちにとって安らぎの場にしましょう。○ いじめに関する情報を得た場合は、速やかに学校や家庭に連絡をお願いします。○ 地域行事に積極的に参加させ、子ども一人一人を理解していきましょう。